

橿原市景観に配慮した防護柵等の整備基準

令和8年 9月14日策定

橿原市 都市マネジメント部 建設管理課

1.目的

防護柵等は、本来道路・河川等の安全確保のために設置するものである。一方で、道路・河川等の質的向上を図りつつ、美しい風景や自然・歴史的景観に配慮した道路・河川等の公共空間を創造するなど景観に配慮することも重要である。

本基準は防護柵等の新設・更新にあたり、安全性と景観が調和した公共空間の整備を一貫した考えのもとに実施することを目的に策定する。

2.適用する防護柵等とその種類

本基準は橿原市が管理する道路・河川等に設置する防護柵等に適用するものとする。また、本基準は防護柵等の新築・改築及び維持修繕に適用することとするが、部分的な補修を行う場合は原則既設構造物の色彩に合わせるものとする。

なお、道路・河川等の占有者や事業者等との協議等により、占有物件についても本基準を遵守するものとする。

《防護柵等の種類》

(1) 防護柵等について

車両を対象とした車両用防護柵、歩行者等を対象とした歩行者・自転車用柵、転落事故防止のためのフェンスを対象とする。

車両の円滑な誘導という機能的な観点から、縦断方向に伸びるビーム等が滑らかに連続したシンプルな形状とする。また、支柱間隔は可能な限り等間隔に配置する。

(2) 道路反射鏡（カーブミラー）及び視線誘導標等の支柱について

道路反射鏡の支柱の色彩に関する考え方は、昭和55年12月に日本道路協会が示した道路反射鏡設置指針で原則橙色とされているが、周囲の環境等により、やむを得ない場合は他の色彩を採用することができるとされている。

視線誘導標は国土交通省通達「視線誘導標設置基準」により、支柱の色は白色又はこれに類する色とされているが、道路付属施設として景観との調和に配慮することが重要であることから、周辺環境を踏まえた色彩を採用するものとする。なお、本基準における視線誘導標等の支柱には、ポラード、標識の支柱を含むものとする。

3.防護柵等の景観配慮の考え方

防護柵等は道路・河川等の公共空間において、景観の主役ではなく脇役的存在であることから、防護柵等が目立つことなく周辺景観に調和し、景観の一部として違和感なく存在することを基本とする。

道路付属施設は安全に円滑な交通を確保することを第一の目的とする。一方で、道路利用者の快適性を確保するとともに、地域の美しい景観に混乱を与えないことが重要である。特に、防護柵等の交通安全施設については、安全性と景観性の両立を図ったデザインを基本とする。

道路付属施設は、それぞれの機能が異なることから個別に設置されることが多い。その結果、景観的な統一感を損ない、物理的にも窮屈な道路空間を造ってしまう場合がある。このため、道路空間の景観的質の向上をはかるためには、道路付属施設の集約を検討するとともに、更新

の必要のない施設については早期に撤去することを検討するものとする。

4. 景観的配慮が特に必要な地域

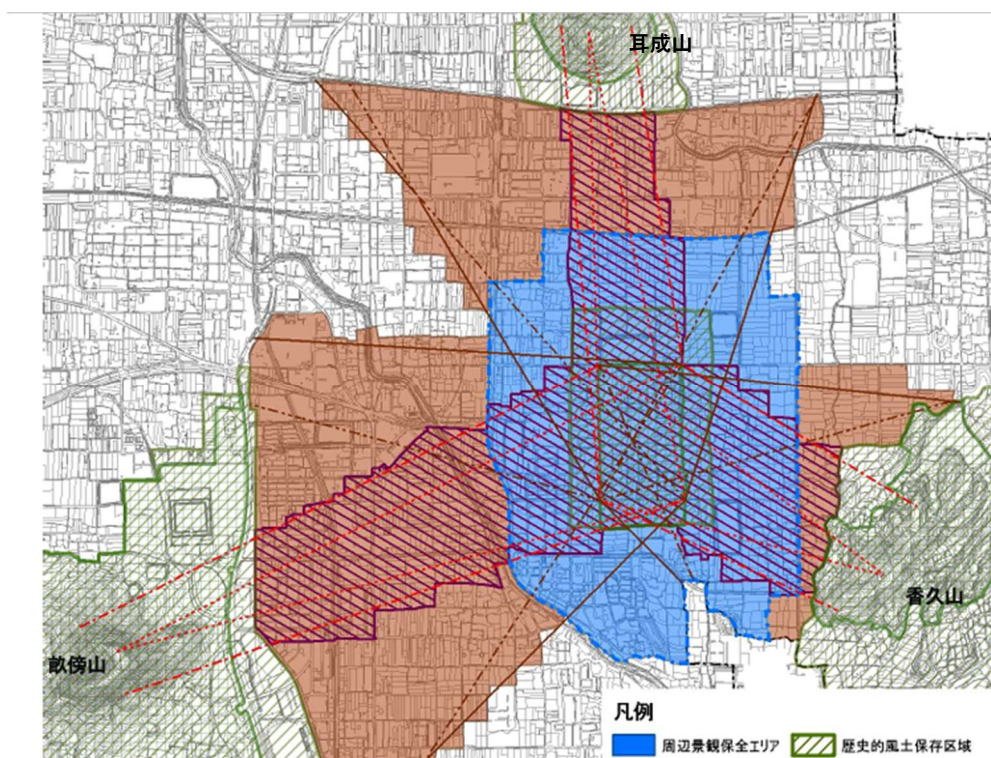
橿原市の景観計画では、景観要素ごとに5つのエリアに区分された一般地区に加えて、大和三山眺望景観保全地区（周辺景観保全エリア、遠望景観保全エリア）と沿道景観保全地区（神宮・飛鳥沿道景観保全エリア）として市内を8エリアに区分し、エリア毎の景観形成方針に基づき、歴史都市としての個性ある景観形成を進めている。

市内の中でも『大和三山眺望景観保全地区（周辺景観保全エリア）』、『沿道景観保全地区（神宮・飛鳥沿道景観保全エリア）』、『今井町重要伝統的建造物群保存地区』については、特に景観的配慮を強く求めている。また景観計画の一般地区の自然風致保全エリアにおいては、上記3つの地区より緩やかな景観的配慮を求めていることから、防護柵等についても景観特性に応じた色彩の基準を定め、メリハリのある景観形成を図るものとする。

（１）大和三山眺望景観保全地区（周辺景観保全エリア）

大和三山眺望景観保全地区の周辺景観保全エリアは視点場を藤原宮跡とし大和三山を眺望した際に、視点場周辺の建築物などが大和三山への眺望に調和したものとなるよう特に景観的配慮を行うエリアとして設定されている。

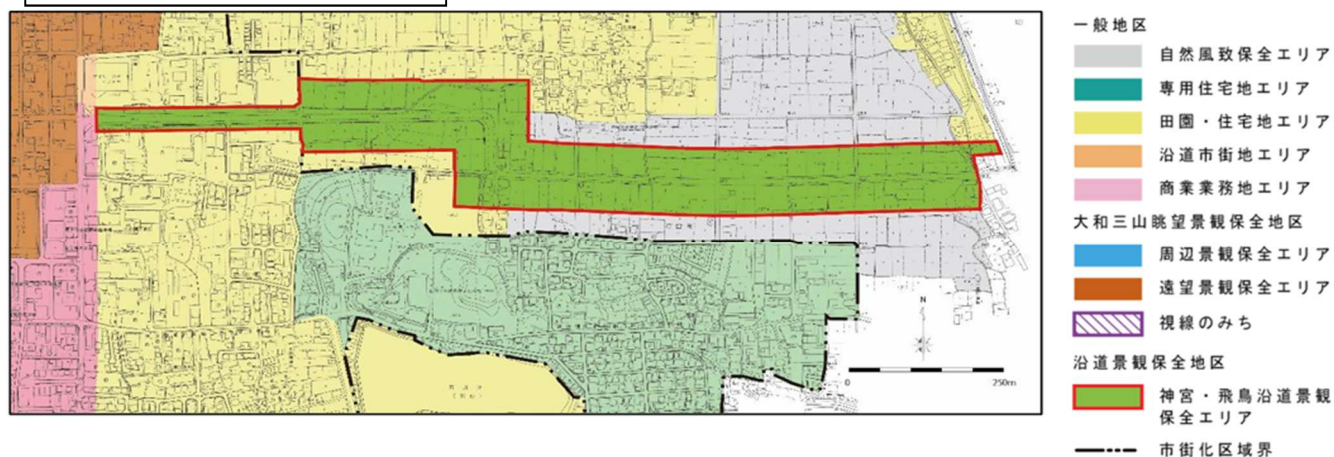
大和三山眺望景観保全地区



（２）沿道景観保全地区（神宮・飛鳥沿道景観保全エリア）

一般県道橿原神宮東口停車場飛鳥線（県道124号）は橿原神宮前駅から明日香村へ至る道路で、大和青垣の一部である多武峰や音羽山などの稜線が望める良好な景観が保たれている。この良好な景観を維持保全するため、市街化区域内においては道路境界線から10m、市街化調整区域内においては50mの範囲を、神宮・飛鳥沿道景観保全エリアとして設定している。

神宮・飛鳥沿道景観保全エリア



(3) 今井町重要伝統的建造物群保存地区

今井町重要伝統的建造物群保存地区は、中世末期に寺内町として成立し、江戸中期までには南大和地方における商業の中心地として発展してきた。旧環濠で囲まれた保存地区内には、中世末期の寺内町形成から近世の在郷町へと発展する市街地形態が良く残っており、近世から近代の質の高い優れた意匠の町家を中心に、重厚で高密度の歴史的市街地となっている。本地区において、建築物等の新築、増築、改築、修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更する場合などには、伝統的な町並み景観との調和を図るものとする。

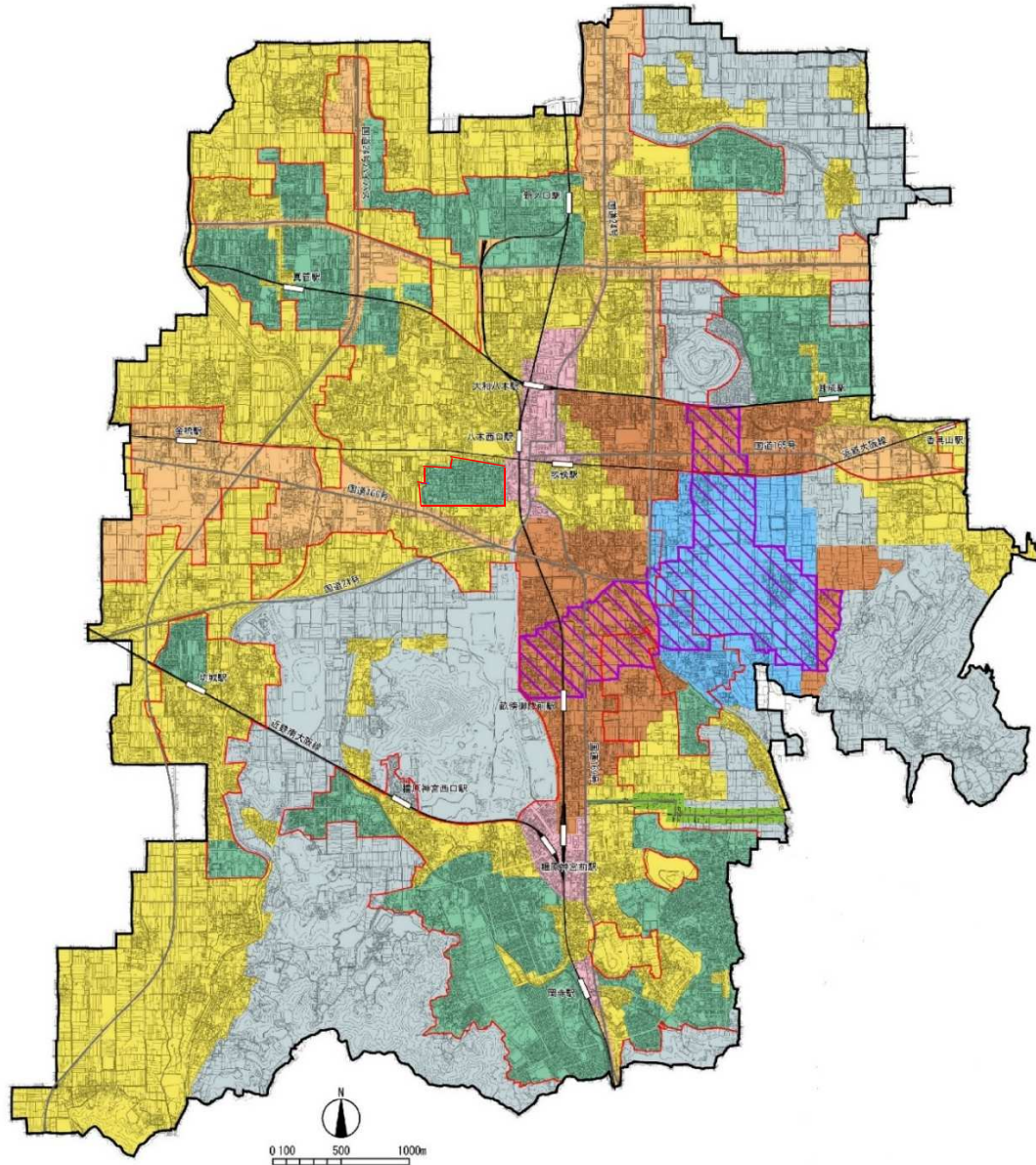
今井町重要伝統的建造物群保存地区区域図



(4) 一般地区の自然風致保全エリア

都市計画法に基づき良好な景観を守るために指定された風致地区や奈良県自然環境保全条例に基づき指定された貝吹山景観保全地区など歴史を伝える景観や良好な田園風景の維持を図るべきエリアとして設定されている。このエリアにおいては、一般地区の他のエリアより少し強めの景観的配慮を求めるものとする。

橿原市景観計画区域及びエリア区分



一般地区	自然風致保全エリア	大和三山の周辺の歴史的な風土を形成している地域や、郊外の田園や丘陵等の自然景観を主としたエリア
	専用住宅地エリア	白樺ニュータウンをはじめとした計画的な住宅地等、住宅地・生活環境を主としたエリア
	田園・住宅地エリア	田園地帯が市街化した地域で伝統的な農村集落から近年建設されたマンション等様々な時代の建物が混在しているエリア
	沿道市街地エリア	大規模な商業・工業施設等が立地し、自動車交通を中心として多くの人々の目に触れる可能性の高いエリア
	商業業務地エリア	主要な鉄道駅や幹線道路結節点等の交通拠点を中心として、商業・業務施設が立地しているエリア
大和三山眺望景観保全地区	周辺景観保全エリア	大和三山の眺望を得るための視点場である藤原宮跡の周囲概ね500mのエリア
	遠望景観保全エリア	藤原宮跡から大和三山を眺望したとき視界に入る可能性のあるエリア
	視線のみち	上記2つのエリアのうち、藤原宮跡と大和三山の山並みの2分の1を結んだ範囲
沿道景観保全地区	神宮・飛鳥沿道景観保全エリア	一般県道橿原神宮東口停車場飛鳥線（県道124号）の道路境界から市街化区域においては10m、市街化調整区域においては50mの範囲

5.エリアごとの道路附属施設の色彩基準

《防護柵について》

エリア区分	設置・修繕対象	基本色（マンセル値）
大和三山景観保全地区 （周辺景観保全エリア） 沿道景観保全地区（神宮・飛鳥 沿道景観保全エリア） 今井町重要伝統的建造物群 保存地区	横断防止柵 転落防止柵 ガードレール など	ダークブラウン （10YR2.0/1.0）
景観計画の一般地区 （自然景観保全エリア）		グレーベージュ （10YR6.0/1.0） グレー（10YR3.0/0.2）
上記以外のエリア		白色 グレー（10YR3.0/0.2）

橿原市景観計画の一般地区においても、周辺の既設構造物の色彩を確認し、調和する色彩の防護柵とすること。

エリアの境界付近においては、周辺の既設構造物の色彩を確認し、該当するエリアの上段のエリアの基本色、推奨色を選択することも検討するものとする。

《道路反射鏡（カーブミラー）等について》

エリア区分	設置・修繕対象	基本色（マンセル値）
大和三山景観保全地区 （周辺景観保全エリア） 沿道景観保全地区（神宮・飛鳥 沿道景観保全エリア） 今井町重要伝統的建造物群 保存地区	道路反射鏡 視線誘導標等の支柱	ダークブラウン （10YR2.0/1.0）
上記以外のエリア	道路反射鏡	橙色 （2.5YR6.0/13.0）※1
	視線誘導標等の支柱	白色 グレーベージュ （10YR6.0/1.0）

道路反射鏡についても、すべてのエリアにおいて周辺の既設構造物の色彩を確認し、調和

する色彩とすること。

※1 道路反射鏡の色彩は昭和55年12月道路反射鏡設置指針により、従来まちまちであったが、視認性の観点から原則として橙色（マンセル値 2.5YR 彩度 6.0 明度 13.0）と示された。これは、この施設の色彩が視神経を刺激するような強いものではなく、かつ周囲の色彩に溶けこんでしまわない反射鏡の存在が一見して眼に映りやすい色として選定された。